



# 大崎市と大崎市内郵便局との包括連携協定



大崎市（以下「甲」という。）と大崎市内郵便局（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上等に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上等に資することを目的とする。

## （対象地域）

第2条 この協定により相互協力を行う対象地域は大崎市内全域とする。なお、乙の協力範囲は、大崎市内で乙が日常業務を遂行する範囲とする。

## （連携事項等）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（詳細は別紙に定める。）について連携して取り組むものとする。

- （1）日常の防災活動及び災害発生時の対応に関すること。
- （2）道路損傷等の情報提供に関すること。
- （3）不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること。
- （4）不審者についての情報提供に関すること。
- （5）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （6）経済活性化に関すること。
- （7）前各号に定めるもののほか、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、業務に支障のない範囲で第1項に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。ただし、第1項に掲げる連携事項を行った場合及び行うことができなかった場合のいずれにおいても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

## （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第3条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

## （期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも文書による解除の申出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

## （協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は協力内容について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月30日

甲 大崎市長

伊藤 康志



乙 大崎市内郵便局

日本郵便株式会社 古川郵便局長

稲毛 裕



日本郵便株式会社 西古川駅前郵便局長

但末 生一

